

2016年11月1日

JCRのEU全域での適格格付機関(ECAI)認定が発効

2016年10月7日及び11日に、欧州連合(EU)における適格格付機関(ECAI)の信用評価にかかるマッピングに関する欧州委員会の実施規則が相次いで公表され^{1,2,3}、20日間の猶予期間を経て、今般、これら規則が発効しました。この結果、EUの銀行等の自己資本規制に関する規則(2013年575号⁴)におけるECAIにかかる経過措置が完了し、EUのECAIであるJCRの格付⁵は、今後、全てのEU加盟国⁶に本拠を有する銀行等により用いることが可能となりました。

JCRは、発行体の6割以上をカバーする日本を代表する格付機関として、様々な国で「適格格付機関」に認定されることで、海外でもJCR格付を可能な限りそのまま活用できるようにする努力を続けています。日本や欧州以外にも、米国(NRSRO)、香港特別行政区(ECAI)、インドネシア(銀行を除く企業の対外借入管理にかかるプルードンス原則の適用にかかるBI規制にかかる適格格付機関)、タイ(外国法の下で設立された適格格付機関)の当局より認定されています。JCRは引き続き、日本企業の海外でのニーズに応えるためのこうした取り組みを続けていきます。

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

¹ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1799&from=EN>

² <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1800&from=EN>

³ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1801&from=EN>

⁴ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0575&from=EN>

⁵ 日本など第三国で設立された発行体または組成された金融商品にかかる格付に限る。

⁶ 欧州経済領域(EEA)に含まれるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインにも自動適用される。